

(参考) 新たな「政府の実行計画」に掲げられた具体的措置の概要

*点線枠内は従来からの実行計画に加え、今般追加された取組

1. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

- (1)低公害車の導入
- (2)自動車の効率的利用
- (3)自転車の活用
- (4)エネルギー消費効率の高い機器の導入
- (5)用紙類の使用量の削減
- (6)再生紙などの再生品や木材の活用
- (7)HFCの代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等
- (8)その他(自動販売機の設置台数の見直し等)

2. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

- (1)建築物の建築における省エネルギー対策の徹底
- (2)既存の建築物における省エネルギー対策の徹底(複層ガラス、二重窓など、窓の断熱性能向上に向けた具体的取組の明記)
- (3)温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択
- (4)温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入
- (5)冷暖房の適正な温度管理
- (6)新エネルギーの有効利用
- (7)水の有効利用
- (8)太陽光発電の導入及び建物の緑化の整備方針
- (9)その他(建築物の設計者の選定に当たっての環境配慮など)

3. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

- (1)エネルギー使用量の抑制等
- (2)ごみの分別
- (3)廃棄物の減量
- (4)森林の整備・保全の推進
- (5)政府主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

4. 職員に対する研修等

- (1)職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供
- (2)地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励(職員による環境家計簿の実施等)
- (3)その他